

# インフルエンザ流行時における集団感染防止対策及び学校行事等の対応

徳島県立池田支援学校美馬分校

## 1 登校後のバイタルチェックによる早期把握と対応

- ① 学級での対応
  - ・登校後に担任が、発熱・鼻水・咳等のインフルエンザ様症状がないか健康観察をするとともに、検温を実施する。
  - ・検温の結果、必要と思われる場合は保健室へ連れて行く。
- ② 保健室での対応
  - ・保健室において症状を観察し、家庭への連絡の必要性の有無を判断する。保護者による迎えが必要な場合は、担任に連絡を要請するとともに、迎えが来るまで保健室で待機させる。
  - ・感染の拡大を防ぐため、他の保健室利用者については職員室において対応する。

## 2 学校における予防対策

- ① 手洗い，うがい，換気を励行する。
  - ・正しい手洗いやうがいの方法を伝えるとともに，通常時以上に手洗いやうがいを行うよう指示する。
  - ・定期的に教室の換気を行う。
  - ・教職員も毎朝検温を行なうなど，体調管理に万全をつくす。
- ② 健康チェック表を用いた自己管理
  - ・登校後にそれぞれの生徒が健康チェック表を記入することで，自己の健康状態を知るとともに感染症等への予防意識を持つ。
  - ・養護教諭が，生徒の健康チェック表を確認することにより感染症の発生の恐れを事前に知るとともに，予防措置を講じる。
- ③ 来校者等による外部からの感染の防止
  - ・玄関に手指消毒液を設置し，学校への来校者（来客，保護者）に手指消毒を呼びかける。
- ④ インフルエンザ様症状が発生した場合
  - ・各教室に手指消毒液を置くとともに，マスクの着用を徹底する。

## 3 臨時休業等による感染の拡大防止

臨時休業等の判断基準は次の通りとする。

ただし，臨時休業等の実施にあたっては学校医や保健所の意見を伺うとともに，諸般の事情を勘案して決定する。

学年の生徒の30%以上が感染	学年の臨時休業（7日間程度）
全学年の2学級以上が臨時休業 又は，教員の40%以上が感染	学校の臨時休業（7日間程度）

臨時休業の期間については7日間を基準とするが，土日を含む場合は短くなる場合もある。

(例) 月曜日に臨時休業を開始した場合は土日を含んで7日間とする。

#### 4 インフルエンザ流行時における学校行事等の対応

① 修学旅行

できる限り実施する方向で検討するが、生徒の安全確保を第一とし、参加予定生徒及び保護者とともに検討を重ね判断する。

② 運動会、文化祭、遠足等

本校及び県内の感染状況を見て、保護者の意見を参考にして判断する。

③ 職場実習、施設実習等

本校及び県内の感染状況を見て、関係事業所及び施設等と相談の上判断する。

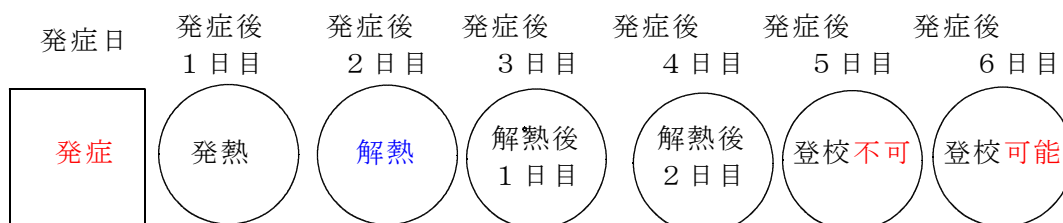
④ その他

- ・学級及び学年単位で行う校外実習については、本校及び県内の感染状況を見て、教頭・学部主事・行事計画者が協議の上判断する。
- ・始業式など全校生徒が集まる集会については、本校の状況を見て教頭及び学部主事が協議の上判断する。
- ・全国大会、県大会等への参加については、県教育委員会及び主催者の指針を基に、生徒の安全確保を第一とし、参加予定生徒及び保護者とともに検討を重ね判断する。

**\* インフルエンザによる出席停止期間の規準が変更されました。**

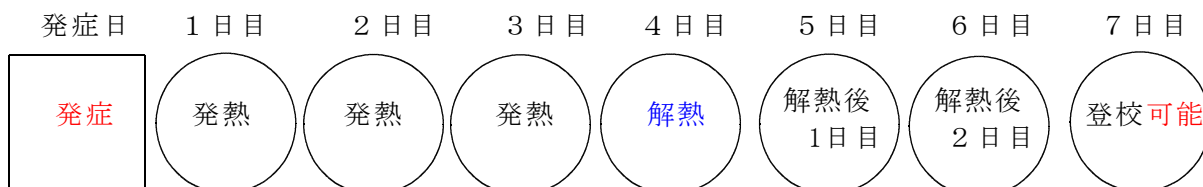
※これまでは「解熱後2日が経過するまで」でしたが、  
それに加え「発症後5日が経過していること」も条件になりました。

例えば、発症後2日目に解熱した場合…



発症後5日以内なので、解熱後2日が経過しているが登校不可

例えば、発症後4日目に解熱した場合…



抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザでは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります。出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えることで、インフルエンザの蔓延を防ぐことを心がけてください。